

平成21年3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

◆19番（小川利枝子君） おはようございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

現在の社会や経済情勢は、急速な変化の連続でございます。変化の激しい時代にあつて、今、自治体には、国政における政策動向に迅速に反応し、いかに市民サービスの向上に努め、市民の安心の灯台としての役割を果たすことができるのかとの見識が問われております。

荒木市長は、平成21年度市政運営に当たり、「自主・自立のまちづくりを推進していくためには、常に時代の変化を見据え、現実を直視し、あらゆることを模索しながら、果敢にまちづくりに取り組んでいくことこそが、私に与えられた使命であり、責任である」とのお考えを示し、さらには、「人とまち」を元気にするためには、私が先頭に立ち、職員と一丸となり、そして習志野市全体が一丸となり、共に額に汗をかき前進することが、市民サービスの向上を促進し、まち全体の活性化へつながるものと確信し、16万市民のため、情熱と誇りを持って市政を推進していく」と、力強い御決意を表明されました。市長は、常々施策の推進に当たって、市民と行政のキャッチボール・コミュニケーションの徹底を心がけております。キャッチボール・コミュニケーションとは、すなわち市民との対話であり、これはまさに市民の立場になって、まちづくりを推進していくことと私は受けとめ、共感し、心から敬意を表しております。

このような市長の市政運営の基本方針を考える上で、私は次のことを思い出します。それは、作家、山本周五郎の言葉の中に、「私は最も多数の人たちと、ともに生活し共通のことで悩み苦しみ、その中で生きる希望を探求していきたい。私の最もおそれることは、机上で仕事をするることである」と述べております。その書物の中で言わんとしていることは、人の苦しみを真にわかるのは、机上の理論ではなく、現場の声をどう受けとめ、それをどのような政策として具現化するかという姿勢でございます。これこそが、行政に携わる者としての、基本的な精神であると考えます。時間がない、人がいない、お金がない、こうした悪条件の中で、最前線を知ってこそ知恵もわき、打つ手も的確になるのではないのでしょうか。

荒木市長は、市政運営の結びに、「来年度における種々施策の実施に当たり、市議会との連携を一層密にしながら、「人とまち」が元気になるよう「活力のある習志野」の実現に向け、広く市民の方々の声を拝聴しながら、全力を尽くしてまいりたい」と述べられました。

私も、市長の熱き思いを受けとめ、協力を惜しむことなく、市民の代弁者としての立場になって、提言や指摘をさせていただき、政治の使命と責任を果たしてまいりたいと存じます。

そこで、大枠、2項目について質問いたします。

大きな1項目は、子育て支援策の拡充について質問いたします。

荒木市長は、平成21年度市政運営に当たって、「「子育て支援、日本一」の実現は、未来に向けたまちづくりの基本であり、次代を担う子供たちのため、子育て先進都市の実現に向けた取組みを引き続き実施する」と御決意を述べられております。少子・高齢化が進み、本格的な人口減少社会に突入する我が国において、日本の人口は50年後には8,000万台になるであろうとの予測もなされております。東京大学社会科学研究所の佐藤博樹教授は、国民が少子化を自分の問題として十分に理解しないため、少子化対策がなかなか実行されず、そのひずみが子育て中の人などに集中してあらわれていると指摘し、今後少子化問題は、子育て前後のカップルの問題だけではなく、独身者や高齢者も含めた国民全体の問題として、国民的課題との理解を深めていくことが重

要であると訴えております。

公明党は、国の子育て支援の基本原則として、子育ての基本的な負担は、社会全体でしっかり支え、個々の負担を軽減し、過大な負担を求めないとの考えのもと、チャイルドファースト、すなわち子供優先社会の実現を目指し、全力で取り組んでまいりました。そして、私たち公明党市議団も、子育て支援は本市の最重要施策であるとの認識のもと、市民の代弁者としての立場から、善根込めて取り上げ、提言や指摘をさせていただき、具現化へと尽力をしてまいりました。

そこで、平成21年度、子育て支援策に対する予算編成については、就学前乳幼児の支援策の充実に視点を当てた取り組みとなっておりますが、その視点と組み立てについて、具体的にお尋ねいたします。

次に、発達支援サポートネットワーク会議と特別支援教育についてお尋ねいたします。

これまでの議会の場におきまして、その歩みを確かめるがごとく、取り組みや今後のあり方を確認させていただきました。また、あわせて、発達に何らかの課題をお持ちのお子さんやその御家族及びその方々を取り巻く教育現場などからの声を紹介させていただくとともに、支援全体の支援体制の必要性と重要性を述べさせていただきました。その間、所管部局の御努力もあり、教育現場などの充実強化に加え、本市独自の試みとして、発達支援サポートネットワーク会議による個別の支援計画、作成施行事業が実施されるなど、具体的な施策の展開がなされたことは自負していただいでよい成果であると思っております。

事実、保護者や御家族、教育及び福祉に携わる方々からも、次のような期待を含めた意見を賜るようになりました。「子供たちの将来へのサポートを市が宣言してくださったと受けとめられるようになり本当にうれしい」、「支えていただいていると実感するときほど安心できありがたく元気が出ます」また、現場の担任教師からは、「個別の指導教育を保護者と初めて立てた結果、その子供にとって必要な支援が見えてきました」など、このような御意見こそが、市長が目指す子育て日本一のまちづくりの糧であり、次世代育成支援対策行動計画が求めてやまないものではないでしょうか。

そこで、これまでの歩みをとめることなく、さらなる推進への期待を含めまして、現在までの進捗状況と平成21年度の取り組みについてお伺いいたします。

市長部局からは、発達支援サポートネットワーク会議を中心に、行政としての、発達に何らかの課題をお持ちのお子さんや、その御家族への支援について、教育委員会からは、発達支援サポートネットワーク会議との共同体制と、特別支援教育について、それぞれ御答弁をお願い申し上げます。

次に、大きな2項目として、保健行政の中から、母子保健活動の充実・強化について質問いたします。

母子保健サービスは、人の一生を考えますと、お母さんになる人が妊娠届を出して、母子健康手帳を受け取ったときに始まります。食料難から妊産婦と乳幼児の栄養失調を心配した時代は終わり、今や母子保健の対象は、母子を取り巻く人々へ、思春期の男女へと広がり、さらには父親の育児参加にもつながっております。

しかし、親となつてすぐ、育児を不安に思い、自信をなくしたり、精神的なストレス等のリスクにさらされるのは、結局のところ、育児最前線の母親でございます。そのためには、まず母と子の問題

をしっかりと受けとめ把握する必要があるとあり、そして母と子を支える体制を確立していくことが求められております。

そこで、平成21年度の重点施策として取り組んでいく母子健康診査事業について、3点お尋ねいたします。

1点目は、妊婦一般健康診査の拡充についてお尋ねいたします。

妊婦健診は、疾病の早期発見や母親と胎児の健康保持を目的として、妊娠から分娩までの間、14回程度受診することが望ましいとされております。しかし、健康保険が適用されないため、1回の健診にかかる5,000円ないし1万円程度の経済負担が、受診抑制や健診を受けないまま出産する飛び込み出産につながる懸念が指摘され社会問題に発展しております。

本市も例外ではなく、このような事例が発生している状況なども踏まえ、平成20年度から妊婦健診の公費負担を2回から5回へと拡充し、市民からは喜びの声が寄せられております。そしてさらには、国の今年度、第2次補正予算に、市町村の妊婦健診事業費に充てられる臨時特例交付金が計上されたことを受け、本市では21年度より、現行の5回から14回に拡充する方針を決定いたしました。この妊婦健診の負担軽減につきましては、国において公明党がかねてから強く主張してきたものであり、子育てを初めまちづくりを推進していく上で大きな反響が広がっていくものと大変期待をいたしております。

しかしながら、このたびの14回という公費負担は、平成23年3月までの時限的措置であり、23年度以降は一般財源化される可能性が強いものと思われまます。14回の拡大は、さまざまな状況を考えますと、今後の大きな流れであり、まちづくりの方向性を発信する意味でも、継続的な事業として考えていく必要があるのではないのでしょうか。財政的に非常事態のときであることは、十分承知しておりますが、将来展望を持って事業化することが望ましいと考えます。

そこで、将来展望を含め、本市としての取り組みについてお尋ねいたします。

2点目は、1歳6カ月児及び3歳児健康診査についてお尋ねいたします。

乳幼児の健康診査は、子供の発育や発達の状況を確認し、疾病や異常、つまづき、そして養育者の状況を含めた不適切な育児環境の早期発見、早期支援のため、さらには近年増加し続けている子供の虐待防止や発達障害など、発達に何らかの課題を持つ子供への支援のためにも、今後ますます健診の充実・強化が求められております。

そこで、現在本市では、どのような健診が行われているのか、また健診後のフォローや対応について、そして課題についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

3点目は、5歳児健診についてお尋ねいたします。

3歳児健診では、就学という次のステップに向け、発達面や養育面など支援を必要とする子供の確認が難しく、将来に及ぼす影響が大きいことから、5歳児健診を実施する自治体もふえております。

そこで、本市では、このような動きを、どのように受けとめているのか、また今後の取り組みの方向性について考え方を伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

◎市長(荒木勇君) 皆さんおはようございます。きょうも1日どうぞよろしくお願い申し上げます。

小川議員さんの御質問にお答えいたします。教育問題については、後ほど教育長より答弁させていただきます。

最初に、21年度予算、子育て支援施策に対する予算編成、その視点と組み立て等についてという御質問だったかと思えます。

21年度は、現次世代育成支援対策行動計画の最終年次でありますので、地域力の育成など前期の集大成に向けて取り組んでまいりたいと思えます。

現計画では、保育所定員の拡大やつどいの広場開設、子供の医療費助成拡大など子育て支援の基盤整備を図ってまいりました。しかし、昨年実施した調査では、急用時の一時保育や宿泊を伴う預かり体制、そして子育てに関する潜在的な負担感や不安感への対応、企業、職場における子育てへの理解不足など、子育て家庭を取り巻く環境に問題・課題があることが見えてまいりました。また、本市では、待機児童の増加や児童虐待の相談の増加などが見られ、子育て家庭が抱える課題を実際に目にするにつけ、依然として根深いものがあると、このように認識しておるところでございます。

金融危機のあおりを受けまして、実体経済に悪影響が出ている現在、各子育て家庭は非常に大きな不安を感じられていると考えており、迅速にかつ的確な対応が必要だと考えております。

そこで、本市といたしましては、平成21年度予算においては、これまで以上に子育てが安心してできる町を目指して、すべての就学前乳幼児への支援を視野に入れた施策の拡充を図るとともに、幼稚園・保育所のあり方についてさらなる検討を加えることとしております。

取り組みの第1の柱は、地域力の育成であります。その1つは、市民相互の協力により、地域で支え合うシステムの基盤を強固にすることです。具体的に申し上げますと、ファミリー・サポート・センターを活用いたしまして、ショートステイ事業を創設いたします。子供や保護者の緊急を要する事態に対応するために、一時的に数日間預かるショートステイ事業は、本来児童養護施設において実施することを常としておりますが、本市ではファミリー・サポート・センターを活用することで実施しようとするものであります。また地域力においては、企業や団体が果たす役割も大きく、企業等による子育て支援への積極的なかかわりが求められます。

そこで、2つといたしまして、子育て応援ステーション事業の実施であります。外出中の親子に対しまして事業者が、授乳やおむつ交換の場を提供するもので、事業者にも子育て支援に加わっていただき地域力を高めたいと、このように考えております。

加えまして、3つ目といたしまして、発達障害児等への支援も充実させ、相談支援体制の確立や個別支援計画の策定、運用方法の確立に向けて検討いたします。

柱の第2は、経済的な支援の充実であります。妊婦健診の公費負担による受診回数を、5回から14回に拡充します。また、昨年8月から実施している就学前の子供の医療費の完全無料化を継続して実施いたします。さらに、若松保育所の老朽化対策と増改築工事及び谷津保育所の耐震対策のための建築設計委託などを実施し、子育て環境の基盤整備を行ってまいります。

最後になりますが、柱の第3は、こども園整備の推進でございます。少子化の進展や、核家族化の進行、地域のつながりが薄くなることにより、地域における子供をめぐる環境が大きく変わってきております。子供の成長にとって集団でのかかわりがふえ、豊かな体験ができる環境が大切であります。

このような課題克服のため、次世代育成支援対策行動計画の中で、こども園体制を位置づけており、整備の推進は喫緊の課題であります。本市といたしましては、再編素案の成案化に全力を尽くすとともに、昨年9月の再編検討委員会中間報告、あるいはその後の最終答申に向けた検討内容を踏まえ、杉の子幼稚園のこども園への建てかえにつきまして、基本設計等に取り組みます。位置、環境など、具体的に課題を整理・検討するため、地域との約束として予算化をいたしました。

なお、平成21年度は、平成22年度から26年度までを計画期間とする後期次世代育成支援対策行動計画の策定をしております。

次に、発達支援サポートネットワークについて答弁をしたいと思います。

発達支援サポートネットワーク会議では、個別支援計画の導入を図るべく、これまで検討を重ねてまいりました。具体的には、昨年11月から12月にかけて、個別支援計画の内容や運用上の課題などを明らかにするために、個別支援計画作成試行事業を実施いたしました。

この試行事業の結果、御協力をいただいた11名の方の保護者からは、計画書の作成に当たって担当する職員と十分な話し合いができたことに高い満足感が示され、また発達に課題を持っていることに気づいた早い時期からの作成や客観性の高い計画書を望む声が寄せられました。

一方、計画書の作成を担当した職員からは、計画書の内容の改善に関する意見のほか、計画書作成時の関係機関等による協議や専門家による助言や指導などが得られる支援体制の必要性に関する意見が寄せられました。

この試行事業を含め個別支援計画の策定と運用や、本市の療育と相談体制については、有識者の専門的な御意見を伺うことを目的に、発達支援システム等検討協議会を設置し、平成21年1月27日に、第1回会議を開催して、個別支援計画の試行結果について御報告いたしました。

協議会の委員の皆様からは、個別支援計画の内容の見直しや保護者の不安を軽減するような相談支援体制の必要性について、多岐にわたる御意見をいただきました。これらの御意見を参考に、ネットワーク会議では、個別支援計画の内容等の見直しに取り組むこととし、当初平成21年4月からの運用を予定しておりましたが、発達支援システム等検討協議会の御意見を十分に伺いながら、できるだけ早い時期に修正案を作成し運用してまいりたいと考えております。

続きまして、平成21年度の発達支援サポートネットワーク会議の取り組みについてお答えいたします。

本会議は、平成21年3月末までを設置期間としておりましたが、個別支援計画の見直しを行う重要な役割を担うとともに、発達支援システム等検討協議会との連携を図る必要があることから、より充実した実効性のある体制にて継続してまいりたいと考えております。

次に、保健行政の母子健康診査事業について答弁をしたいと思います。

妊婦健康診査の公費負担についてお答えをしたいと思います。

妊婦が出産までの間に、現代社会における多種多様なストレスを抱えながらも、母子ともに健康な状態で安心して出産できることが重要であります。そのためには、妊娠の週数に応じた健診項目を含む定期的な妊婦健康診査を受けることが不可欠であると認識しております。

妊婦健康診査については、一般的には、妊娠から出産までの間におおむね14回が望ましいとされており、そのうち少なくとも5回程度は公費負担でという国の通知に基づき、平成20年4月より2回から5回に拡大し実施しております。このことにつきましては、平成19年度第2回定例議会で小

川議員からの御質問等をいただいております。

また、今回の妊婦健康診査の公費負担の拡充につきましては、平成21年4月8日付で、国から妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため14回の妊婦健康診査をすべて公費負担とすること、そして追加となる9回分の健康診査費用に係る財源については、平成22年度まで、妊婦健康診査の臨時特例交付金として2分の1の国庫補助と、残りを地方財政で措置する旨、通知を受けたところであります。このことを受け、本市といたしましても、平成21年度より公費負担の実施回数を14回に拡大する予算を、今議会に提案させていただいているところでございます。

公費負担で実施する14回の健康診査の内容につきましては、国が提示したものに準じて計画しております。

なお、既に、20年度中に5回分の受診票の発行を済ませている、出産予定日が4月1日以降の妊婦につきましても、この制度の対象として、追加分の受診票を発行する予定でございます。

また、国の補助制度がなくなる平成23年度以降の見通しにつきましては、本事業の重要性をかんがみ、あらゆる機会を通して、特に千葉県に対しまして、本事業が引き続き実施できるよう、補助の継続を要望してまいりたいと思っております。

次に、母子健康診査事業について答弁いたします。

御質問の1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査は、保護者とともに幼児期の身体発育及び精神面、運動面の発達を確認し必要に応じ、適切な支援を行うことを目的として実施しております。実施内容といたしましては、問診、身体計測、それから歯科健康診査、医科診察で、同時に保健や心理・栄養等の相談も行っております。そのほかに、3歳児健康診査では、尿検査、聴力、視力の検査と保護者の歯科健康診査等も行っております。実施方法といたしましては、郵送による個別通知とともに、広報習志野や地区保健活動でPRを行い、毎月2会場で各1回ずつ実施しております。平成19年度の受診率を見ますと、1歳6カ月児健康診査については92.7%、3歳児健康診査については88.1%で、最近5年間の状況を見ても、ほぼ横ばいに推移しているところであります。健康診査の結果、治療や精密検査が必要であったり、虫歯が見つかったお子さんについては受診を勧めており、特に3歳児健康診査では、眼科で近視、乱視、遠視等が新たに発見されております。また、発達面や養育面等で継続して支援の必要なお子さんにつきましては、タイムリーに適切な対応をしていくことが大変重要であると考えております。そこで、地区の担当保健師による訪問指導や心理相談員も担当する幼児相談、小児発達の専門医が担当する発達相談等を、個々の状況に合わせて活用するとともに、ひまわり学園と密に連携し早期に対応できるような体制を整えて努力しております。

さらに、健康診査の精度を上げるため、ヘルスステーションでかかわった新生児期や乳児期の支援状況を記録した母子カルテを健康診査で活用し、継続性のある対応を図っております。また、問診項目の内容を精査する等により、お子さんの状況を的確に把握できるよう取り組んでおります。

次に、1歳6カ月児及び3歳児健康診査の未受診者については、地区の担当保健師が訪問やヘルスステーションでの相談等により、約75%について把握しております。しかし、繰り返しの電話や通知等をして連絡がつかないケースや、家庭訪問をして不在メモを残しても反応がないケースもあるため、これらのケースの把握は大変難しい問題となっておりますが、引き続き把握できる

よう努力してまいりたいと思います。

次に、5歳児健診はできないかという御質問だと思います。

5歳児については、既に保育所・幼稚園等に通所・通園されていることが多く、保育所や幼稚園では小児科や歯科健康診査、尿検査、身体計測等を定期的を実施しております。

一方、発達障害の中には、集団生活を経験し始める4歳から5歳児以降になって、その臨床的特徴が明らかになり、そのうち半数以上が3歳児健康診査では何の問題指摘もなかったという結果が厚生労働省の補助事業として行われた5歳児健康診査についての研究結果として発表されております。他市の例を見ますと、5歳児健康診査の方法は、大きく分けて保健センターなどで実施する方法と、在籍する幼稚園や保育所で実施する方法があります。いずれにいたしましても、健康診査の目的が、発達に何らかの支援の必要な子供の気づきに重点を置いていることから、保育所・幼稚園との連携が重要となります。また、5歳児健康診査における事後のフォローシステムでは、就学に向けての教育委員会との連携が重要なポイントとなります。

本市では、平成20年11月10日に、こども保育課、障害福祉課、健康支援課の担当で先進的に取り組んでいる栃木県大田原市を視察してきたところでございます。大田原市では、保育所・幼稚園に訪問する方法で、5歳児健康診査を実施しており、事後のフォローシステムとして、年長児から小学校1年生までの就学前後2年間を、小学校と保育所・幼稚園、母子保健担当課が連携を図りながら一緒に見ていく体制になっております。

この視察の結果等から、就学前の時期をとらえて、発育・発達等を含めた健康上の課題について把握し、必要な支援を行っていくことは大変重要であると受けとめております。その上で、5歳児健康診査につきましては、保健福祉部、こども部、教育委員会の連携による発達サポートネットワークや個別支援計画の進捗状況を確認しながら、また他市の実施状況を参考にして、引き続き研究していきたいと考えております。

したがって、現段階におきましては、発達に何らかの支援を必要とするお子さんについて、少しでも早い時期に気づき、必要な支援が行えるように、現在行っている1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査の精度を上げることに努めてまいりたいと思います。

1回目の答弁を終わります。

◎教育長(植松榮人君) それでは、小川議員さんの一般質問、子育て支援策の拡充について、(1)の次世代育成支援対策行動計画についてのうちの③になります特別支援教育についてという御質問にお答えをさせていただきます。

発達支援サポートネットワークの進捗状況を受けて、教育委員会としましても一貫した支援を行うために、次のような取り組みを行ってまいりました。

1つ目は、本市の特別支援教育の充実に向けての具体的な提言をいただくことを目的とし、平成20年度特別支援教育推進委員会を設置いたしました。この委員会は、教育委員会8名、特別支援教育研究連盟の代表2名、小中学校長1名で組織し、年3回開催をいたしました。この中で、個別支援計画試行事業に対する小中学校の対応について検討し、それに基づいて各学校に指導・助言をしております。

2つ目は、個別支援計画の本格的な運用に向けて、実務レベルでの検討を始めたこととございます。個別支援計画試行事業により、運用上の課題が明確になってまいりました。そこで、サポー

トネットワーク会議とは別に、障害福祉課、障害児通園施設、就学前相談機関の職員、こども部、教育委員会の指導主事が集まり、1月から検討を始めました。個別支援計画の様式や情報の管理、更新、引き継ぎ方法などを細かく打ち合わせることで、各課、施設との共通理解が深まり連携も強化されております。

平成21年度の取り組みといたしましては、この実務レベルでの検討を引き続き進めていくとともに、現在小中学校で使用している個別の指導計画に医療・福祉などほかの関係機関の情報を取り入れ、個別支援計画の機能を持たせた計画へと広げていくよう各学校に具体的に指導してまいります。

次に、特別支援教育の充実に向けた取り組みについてお答えをいたします。

まず1つ目は、体制の整備であります。平成19年度に特殊教育から特別支援教育へと転換して以来、障害のあるすべての児童・生徒の教育の充実を目指し、体制の整備を進めてまいりました。その結果、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、各学校においておおむね体制は整いました。しかし、今後はこれらの体制が組織的に機能し、児童・生徒に対する早期支援や学校全体での支援を生み出す体制となることが大切であり、今後の課題と考えております。

平成21年度は、校内委員会の開催状況やコーディネーターの活動状況など、各学校の実態を詳しく把握し、それに基づいて指導・助言をしてまいります。

2つ目は、研修の充実であります。教員の専門性の向上のために、研修の機会の充実を図ってまいりました。しかし、講義形式の研修が多く事例研修のような機会が少ないこと、また研修の参加対象が広過ぎて、一般的な内容にならざるを得ないことなどの課題がございました。

そこで、平成21年度は、研修ごとに参加の対象を絞って行うとともに、通常学級担任を対象とした事例研修会を新たに設け、障害に対する一般的な理解にとどまらず具体的な支援の方法を学ぶことができるようにいたします。

3つ目は、通級指導教室の開設についてであります。平成19年度から要望しておりましたLD、ADHD等、通級指導教室が大久保東小学校に開設を認められました。発達障害の特性に応じた指導・支援が、これまでよりも可能になることで、児童や保護者の教育的ニーズにこたえられるとともに、本市の特別支援教育の充実につながるものと考えております。

最後は、介助員の配置についてであります。学校に配置する介助員を新たに設け、個人の介助員が配置されていない学校9校に配置をいたしました。平成21年度は、学校に配置する介助員を3名ふやし12校に配置する予定でございます。発達などに課題を抱え、個別の支援を必要とする児童・生徒は、どこの学校にも在籍しておりますことから、個人の介助員配置にかかわらず対象の児童・生徒が多く、より緊急性の高い学校から配置するよう配置の仕方を見直してまいります。

今後特別支援教育の充実のため、各学校の実態に合わせた配置を考えてまいります。

以上、1回目の答弁といたします。

◆19番(小川利枝子君) 1回目の御答弁ありがとうございました。

それでは、通告に従いまして、順次再質問させていただきます。

初めに、子育て支援策について再質問いたします。

こども部では、本市の次世代育成支援対策行動計画を作成してから、この4年間で多くの事業

に取り組んでまいりました。近年の急速な時代の変化がありまして、多様な子育て家庭の支援の充実を図り、市民サービスが大きく拡大された、このようなことに対しまして、大変評価をいたしております。

さて、市長の御答弁によりますと、平成21年度は、次世代行動計画の最終年次であり、そして今日までの事業化の流れを確固たるものとし、次なる計画へ飛躍する節目の年である、このように思われます。

そのような中であって、平成21年度は就学前、乳幼児への支援を視野に入れた施策の拡充と幼稚園・保育所のあり方について、さらなる検討をして、すべての子育て家庭にこたえていく、このような市長の並々ならぬ意欲を感じたところでございます。

本市の子育て家庭の抱えるさまざまな課題につきましては、先ほどの市長の御答弁で、よく理解させていただきました。また、その中でも特に、現下の経済不況の中であって、乳幼児を抱え共働きをせざるを得ない家庭、こうした家庭が急増しております。今後ますます増加することも考えられる状況にありまして、働く女性が仕事と子育てを両立できる環境づくり、これは急務の課題であると思えます。

そこで、先ほども御答弁の中に出ておりました待機児童の問題についてお伺いしたいと思っております。

最近のテレビや新聞で報道されておりますように、待機児童は、現下の経済不況の中で、全国的な問題として取り上げられておりますが、千葉県といたしましても、県内4,472人に上り、もう過去最多の規模となっている、このような調査結果が2月21付の朝日新聞において発表されておりました。働く家庭にあって、子供を保育所に預けるということが前提条件にあることは言うまでもございませんが、保育課に申し込みをしても、子供を預けるところがなく大変困っている、このような悲痛な声が昨年から、また特に、ことしに入ってから、特に多いのでございますが、私のもとにも多数寄せられてまいりました。

このような現状を市といたしましては、どのように受けとめ、どのように対応をお考えになっているのか、御説明をお願いいたします。

◎こども部長(鶴岡智君) それでは、保育所における待機児童の現状と今後の対策についてということで御説明申し上げます。

平成21年1月現在の待機児童数は50人で、前年同月と比べ34人の増加となっております。内訳を申し上げますと、ゼロ歳児が32人で約6割を占め、1歳児は9人、2歳児は8人で、それぞれ約2割となっているところでございます。待機児童ゼロを目標に掲げている本市といたしましては、危機感を持って取り組むべき課題と、このような認識をしているところでございます。

そこで、待機児童を解消するための施策としましては、平成18年4月開設の東習志野こども園で40名の定員を増加し、また平成19年4月にかすみ保育園で90人の定員増を行い、定員を平成17年度の1,455人から平成19年度の1,585人へと拡大をさせていただきました。しかし、現段階では、増大する保育ニーズに対応し切れていない、このような現状でございます。

入所希望の要因を見ますと、近年、未曾有の経済不況により、家計の助けのため母親の就労希望がふえてきている、このことが原因ではなかろうかというふうに考えております。

しかしながら、臨時採用保育士の確保や保育士の確保の面で、児童の受け入れ態勢がとれて

いない、このような現状であり、結果といたしまして、待機児童が発生しているというふうに考えております。

この待機児童を解消するために、現在市では若松保育所の改築に合わせ、定員を現在の110名から150名に拡大をいたします。また、認可保育所のほかに認可外保育施設の活用も考えているところであります。来年度は、市内に3カ所の認可外保育施設の進出が予定されておりますので、この待機児童の抑制につながるのではないかと期待しているところであります。

さらに、臨時採用保育士の雇用につきましては、広報習志野及びホームページや求人情報紙などの媒体を活用いたしまして確保に努めているところでありますが、あわせまして臨時採用保育士の待遇につきましても、来年度より賃金面の改善を予定している、このような状況でございます。

なお、将来的には、現在検討を進めているこども園計画に基づきまして、新たに定員76名の保育所機能を加えました杉の子こども園を早期に実現することや、民間保育施設の誘致や助成等民間の力も大いに活用することが、待機児童の解消につながっていくものということで努力してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) ありがとうございます。ただいまのこども部長の御説明によりますと、待機児童の解消には臨時採用の保育士の確保、そして保育所の増設が必要である、このようなことであったかと思えます。

ところで、御相談に来られる市民の方々は、保育に欠けるという、今の規定と、それから市が示しております優先順位に戸惑っております。戸惑っているというよりも泣かされていると感じてなりません。

昔と違いまして、共働きが普通となっており、保育所入所が当たり前となった時代にありまして、保育に欠けるという意味も変化していると思えます。また、それぞれの御家庭が、みなせつば詰った御事情がある中で、優先順位の線引きにも大変難しい、厳しいものがあると考えられます。産休から仕事復帰を目前にいたしまして、市からは保育所の空きがないので、産休の延長をさせていただけないと言われると。しかし、職場からは、保育所が決まらないならやめてもらうしかない、このようなことを言われて、保育所が決まらないため働けない、こういう方がたくさんいる、こういう方が優先順位にならないということに、私もどう受けとめていいか戸惑いを隠せません。また、そのため優先順位まで待てない、こういうために保育所をあきらめた方もたくさんおります。その中でも、御主人の帰宅を待って、夜中に仕事を始めた方、こういう方も目にしております。仕事を終えて朝方今度帰宅されて、昼間の子育て、どうしているのかなと、心配になり、本人の体、それから子供さんのこと、これからどうなるんだろう。本当にこのような形で胸が痛みます。

先ほどの御答弁いただきまして、市が努力をなさっていること、このことはわかります。しかし、待つのは当たり前、しかも選べない、2人子供さんがいるところで、別々の保育所に行くしかないなど、またふえないでは、この市民の不満というものは募るばかりであります。そして、市が何も善処しようとしな。このようなことも私は投げかけられますけれども、そのように言われても仕方がないと、本当にそのように受けとめざるを得ません。

国はこうした現状を踏まえまして、安心こども基金制度を創設し、第2次補正予算で1,000億円を計上し、待機児童の解消などに努めようとしております。このような基金の活用については、どのようにお考えなのか伺います。

◎こども部長(鶴岡智君) お答えを申し上げます。安心こども基金についてお答えを申し上げます。

御質問のように、国の第2次補正予算において盛り込まれました安心こども基金制度でございますが、国全体の保育所待機児童が増加している現状を踏まえまして、保育需要への対応と保育の質の向上のための体制の整備を行おうとする事業でございます。

この基金は、国から交付される交付金を財源に、各都道府県におきまして基金を設置し、1つとして保育所の整備、2つとして認定こども園の整備、3つとして放課後児童クラブの設置、4つとして家庭的保育の実施場所改修、5つに保育の質の向上のための研修事業等の費用に配分しようとする事業で、児童数や待機児童数等によって都道府県に配分され、都道府県は管内市町村と協議して各団体に配分されるものとされているところでございます。千葉県分の配分は、40億円余りというふうに聞いております。また、対象事業は、平成20年度から平成22年度までの間に実施されるものとされております。

御質問のように、待機児童の解消には、保育所整備が不可欠であります。この安心こども基金に規定する事業は、認定こども園も含め民間事業者が設置する保育所、こども園が対象になります。また、新たに設置する場合ということで対象とされているところでございます。したがって、杉の子こども園及び若松保育所等、公立の本市保育所は対象とされないところでございます。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) ありがとうございます。対象はあくまで、この民間事業者であると、公立では対象に当てはまらないという御説明であったかと思えます。

国が民間に限定して助成しようとしている。こういうことは、各自治体におきまして、今や民間導入の流れになってきている、このように考えられますが、その点につきましては、どのようにとらえればよいのでしょうか、御説明をお願いいたします。

◎こども部長(鶴岡智君) お答えをさせていただきます。御指摘のとおり、制度改正自体が私立化を促すような方向へと進んでおります。進んでいるというよりも加速しているというふうな表現のほうがよいかもしれません。具体的には、保育所運営に係る規制緩和といたしまして、平成7年度から順次入所定員の弾力化、分園の設置、そして土地、建物の貸与が可能になり、また調理委託も可能になりました。設置法人も、企業や個人にも可能になっているところでございます。既に公立保育所の運営に対する国庫補助はなくなっておりますし、施設整備補助金につきましても公立保育所は対象外となっているところでございます。

この間、本市が実施してきましたのは、既存保育所2施設での保育室の増設や、東習志野こども園によって定員増を図ったところでございます。しかしながら、民間活力の導入は、かすみ保育園の誘致のみでございます。

しかし、全国的に見ますと、私立化は進展しておりまして、具体的には平成16年度と平成20年度を比較しますと、全国で保育所数全体では419カ所の増加を示す中、公立は1,030カ所の減少、私立は1,449カ所の増加となっており、私立保育所が公立保育所を上回っているという状況にございます。近隣各市でも、私立化に取り組んでおり、市川市、八千代市、野田市などにおいて実施されているところでございます。

本市の場合は、これまで公立を主として保育所運営してきたところでございますが、現在提案を

させていただいております再編計画素案において、再編検討委員会の答申や皆様の御意見を踏まえまして再編計画を策定し私立化を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) ありがとうございます。ただいまの御説明を伺いまして、よく理解ができました。

全国的にも、近隣市を見ましても、今や民間主体の取り組みへと変化してきている、このような御説明でございました。公立保育所の運営に係る国庫補助金も、施設整備補助金も、もう今や対象外である。こういうふうな形で、限られた財源の中で対策をと申し上げましても、現状では待機児童の解決にはほど遠いのではないかと、このように感じた次第でございます。

子育てが安心できる環境、そして女性が、仕事と子育てと生き方を選べる、働きやすい環境、こういうものを市民に提供し、市民の満足度を満たしてこそ、市長の掲げます子育て支援日本一の実現への歩みを前進させるものではないかと、私はこのように考えます。

今はスピードの時代でございます。先ほども御説明がございましたけれども、この安心こども基金も、2年間の限定ということで、もうこの2年間で終わってしまいます。そういう意味でも、行政というものは、時代の変化を敏感に受けとめ、発想の転換、そして敏速な対応が求められているのではないのでしょうか。

先ほど部長から、この私立化につきましては、再編計画の中で進めていきたい、このような御答弁がございました。公立主体から民間主体へと、流れが大きく変わってきております現実をしっかりと、静止画をもって見据えていただきたい。そして、この全体感に立った、建設的な議論の場として、早急なる対応を強く望みたいと思います。

ぜひとも手戻りすることなく、積極的な姿勢で施策展開を進めていただきたい、このことを強く要望いたしまして、次の再質問に移らせていただきます。

それでは、続きまして、発達支援サポートネットワーク及び特別支援教育に関する再質問に移らせていただきます。

市長、そして教育長、先ほどは新年度を見据えました前向きな御答弁ありがとうございます。市長部局におきましては、発達支援システムと検討協議会、そして教育委員会におきましては、特別支援教育推進委員会、また実務レベルでの検討、こういうものが立ち上がる。そして発達に係る課題に対しまして、専門的かつまた広く横断的に取り組んでいこうとするこの姿勢をお聞きすることができました。こういうことは市民を代表する議員としてはもちろんのことでございますけれども、多くの市民の皆様、そしてこの議場やインターネット中継で傍聴されている保護者や御家族の皆様にとりましても、素直に喜ばしいことでございます。新たに立ち上がりました協議の場が、目標を1つにして、発達支援サポートネットワーク会議を核としながら、相乗的に事業を展開されますことを大変期待いたしております。

そこで、21年度に向けまして、これまでの実績と課題点を確認する意味で再質問をさせていただきたいと思っております。

1点目は、個別の支援計画試行事業を通して、得られた保護者や現場の担当者の声と、それからそれに対する見解、そして善処策につきまして御説明をお願いいたします。

市長の御答弁にもございましたように、これまでは目の前の子供のことで、ひざを交えて話すこ

とが少なかった保護者や、それから担当する職員にとりましては、今回互いを理解する上で大変よい機会であったこともありまして、まさに御答弁にありましたように、高い満足感が得られたのではないかと感じております。

また、その反面、客観性、そしてまた専門性が問われ、双方から支援体制の必要性が求められたことも、私の耳にもたくさん届いておりますし事実のことでございます。

そこで、保護者や担当した職員から、どのような意見が寄せられて担当部である福祉部としてはどのように受けとめてどのように解決しようとしているのかお伺いいたします。

◎保健福祉部参事(松本栄君) お答えいたします。ただいま小川議員さんのほうから御質問いただきました個別支援計画の試行の結果につきまして御説明させていただきます。

まず、保護者の皆様からは、計画書作成時に担当職員とじっくり話し合うことができましたということで、担当職員や各機関が、子供に対しましてきめ細かい対応を行っていることがわかりました。加えまして、子育ての不安軽減となりましたというような御意見をいただきました。

このことにつきましては、この個別支援計画の作成過程で、支援する私たちと保護者の皆様の相互理解が促進されるのではないかと。また、そうすることによって、保護者の不安や心配の軽減に効果があるのではないかとということを想定しておりましたけれども、そのことが改めて確認されたというふうに思っております。

また、大変大切なことなんですけれども、今、議員さんのお言葉にもありましたように、保護者と私どもがひざを交えて、しっかり向き合うということの大切さを改めて認識させていただきました。

一方で、改善に対する御意見もいただいております。改善につきましては、職員のほうから上がってきました意見と、また保護者の皆様からいただきました意見が非常に注目すべきことで、3点ほど大きなところで共通しておりました。その共通しております3点の改善意見につきまして御説明させていただきます。

まず1点目でございますけれども、計画書の様式に関する御意見でございました。具体的に申し上げますと、非常に様式の枚数が多いとか内容が細かいということで、もう少しともに簡素化することができないだろうかという御意見をいただいております。

2点目につきましては、この計画書を作成する時期についてでございます。この時期につきましては、職員、保護者ともに、小学校に入学する前までに作成することが好ましいというような御意見をいただいております。

3点目が引き継ぎです。これは小学校に引き継いでいく方法についてでございます。これは、中で2通り、私どもが理解をしているんですけれども、1点は、計画書を作成しております送り手側と、いいですか、保育所・幼稚園、障害児通園施設の職員が、学校にこの計画書を引き継いでいくことがいいたろうという御意見。それと、もう一つ、市長の答弁にも若干ございましたけれども、この受け手である学校の先生と、もしくは教育委員会と送り手の保育所・幼稚園、障害児通園施設の職員がですね、同じ場面で直接この引き継ぎについて打ち合わせをするような、そういう会議を設けたらどうだというような御意見をいただいております。

また、これに加えて、専門的もしくは客観的な視点による計画書の作成という御意見もいただいております。この点につきましては、実は保護者の皆様からは少し満足度が低かったかなというふうに思っております。職員のほうからも、客観性に基づく計画書を作成することが実は非常

に難しかったという御意見もいただいておりますので、このように保護者、職員がともに感じ取っている事項につきましては、現実的な課題であると認識しております。

したがって、今後の改善の重要なポイントになるというふうに考えております。

また、専門性であるとか客観性に基づく適切な対応が可能となるような、人材育成ですとか研修ですとか、そういうことも含めて検討を、具体的に検討をしなければならないだろうというふうに受けとめております。

◆19番(小川利枝子君) ありがとうございます。大変保護者にとりまして、また現場を担っていただく職員の皆様も、大変うれしく思っております。

まず、保護者の皆様からは、このコミュニケーション、本当に声を聞いていただきたい、このことを常々聞かされておりました。私も本当にそのとおりと訴えてまいりました。今回、この試行によりまして、保護者とのコミュニケーションによる大切さ、そのようなものを実感していただいたこと、大変大きな効果であると、うれしく思っております。ありがとうございます。

また結果として、11名ではございましたが、この11名の子供とその保護者、そして担当する職員との方々を取り巻く多くの方々からの意見であり要望でございます。真摯に受けとめていただきまして、先ほど参事より御答弁がございましたように、解決に向けまして本当に早急に、また全力で取り組んでいただければと思っております。

特に、この職員の研修や有識者の登用など、人材育成や組織の強化、これは支援の基盤となります。そうしたことから、市全体として、早期に形あるものとしていくことが大事ではないか、このように思っておりますので、また強く要望させていただきます。

次に、発達支援システムと検討協議会についてお伺いしてまいります。この協議会では、これまでの議会でも御説明いただいておりますが、外部からの有識者を招き、専門的な見地からの御意見をいただく場でございます。このたびの個別支援計画作成試行事業は、まさに試行の段階であり、本格的に稼働、実行と申しましょうか、至るまで過程におきましては、さまざまな角度からの検証が不可欠である、そのような御答弁であったと思っております。

そこで先ほど御答弁いただきました、1月に開催されました検討協議会では、具体的にどのような意見が交わされまして、それを発達支援サポートネットワーク会議として、どのように取り組んでいくのか、御説明をよろしく願いいたします。

◎保健福祉部参事(松本栄君) お答えいたします。本年の1月27日に開催いたしました発達支援システム等検討協議会の第1回での会議に、この試行事業の結果について御報告をさせていただきました。その中で、各委員の皆さんからいただきました御意見につきまして御説明をさせていただきます。

まず、個別支援計画に関しましては、情報を提供する側である、いわゆる送り手、先ほど申し上げました送り手であります保育所・幼稚園、障害児通園施設の情報量が多いのではないかと、これは保護者の皆様や職員からも出ていることと共通している部分なんです、その情報量が多いことにつきまして、情報を受ける側である学校と調整をして整理をしながら様式を簡素化することが、運用がしやすいものになるのではないかと御意見をいただいております。

また、この個別支援計画と個別の指導計画の役割が明確になっていない部分もあるのではないかと、この個別支援計画は、本来は支援の方向性を考えるものでございますけれども、

個別指導計画は支援の手段や方法、いわゆる実施計画的な性質のものでありまして、個別指導計画の積み重ねが、実は個別支援計画となっていくというふうに私どもも考えているんですけれども、どうもこれらが混同されていないですかというような御意見もいただいております。

また、相談支援体制が、非常に我々は重要だと思っているんですけれども、ここにつきましても御意見をいただいております。中でも、1歳6カ月児健診、3歳児健診や保育所等での日々の活動から、子供の成長や発達上の課題が確認できた後、この後のフォローということで、保護者にこれをどう伝えていくのか、また支援にどう結びつけていくのかという、その仕組みをつくるのが非常に重要ですという御意見をいただいております。できるだけ保護者の不安を軽減するような相談支援体制の必要性とあわせまして、本市が現在検討を進めております幼児言語療養療法施設でありますひまわり学園の再編につきましても、機能の面だけで議論するのではなくて、もっと気楽に親御さんたちが相談に訪れることができるような、例えば名前などとか、そういうことなども含めて配慮する必要があるのではないかとというような具体的な御意見をいただきました。

今回は、第1回目の会議ということでございましたので、限られた時間での御議論ということになりましたので、非常に突っ込んだ部分まではいっていないんですけれども、私ども職員や保護者が感じていることを、この短い時間の中での的確に把握していただいたというふうに実感しております。

今後、4月以降から、またこの会議を継続していくわけですけれども、この会議の中で、さらに踏み込んだ御意見をいただけるのではないかとというふうに期待をしております。

◆19番(小川利枝子君) 御丁寧な御説明いただきましてありがとうございます。今の福祉部参事の御説明いただきまして、協議の分野が福祉にとどまらず、教育、また保健に及びましたこと、まことに喜ばしい限りでございます。

発達に何らかの課題をお持ちのお子さんやその家族、そしてその方々を取り巻く教育現場などにとりましては、1つでも多くの情報、1つでも多くの手法、そういうものを求めてやみません。

先日、私自身が勉強のために訪れた我孫子市におきましても、こども発達センターと教育研究所が核となりまして、関連機関との連携のもと、さまざまな情報を集約して、支援計画を作成するなど、発達に何らかの課題をお持ちのお子さんを、多面的に理解しよう、そして支援していこうという、前向きで力強い、そういう感触をして帰ってまいりました。

ぜひこの本市におきましても、検討協議会の専門的な見地からの御意見、こういうものを大事にしながら参考として、個別の支援計画の見直しや健診内容の充実、そして相談支援体制の再構築などを要望させていただきたいと思っております。

続きまして、ここに至るまでの過程におきまして、発達支援をみずからの課題としてとらえ御協力くださいました11名のお子さん、そしてそのほか個別の支援計画を待ち望んでいるお子さんたちの就学への引き継ぎにつきましてお伺いいたします。

作成されましたこの個別の支援計画というものは、11名のお子さんのありのままの姿であります。またそれに加えて、御家族や、また一生懸命一緒に検討してくださいました職員の思いを描くと申しませうか、期待される将来像を記されたものと私は思っております。また、今回作成はされなかったお子さんにつきましても同様であると、期待を持って待ち望んでいることは確かでございます。

確かに、先ほどの御答弁にもございましたが、今後一部見直しがなされる、ということと思いま

すが、これは建設的に考えまして、大変いいことだと思っておりますが、現状で最も信頼性に富んだ書類というのが、今回のこの試行の、この計画書ではないかと、このように考えております。

また、個別の支援計画は、子供から成人までと、生涯にわたる指標とも言うべき大切なものでございます。命綱、このようにも考えられる、そういう在籍する機関の間でつながってこそ正しい成果と評価がなされていく、このように思います。

そこで、今後どのような手法で引き継ごうとされているのか、就学や進学などに伴う変更の引き継ぎにつきまして、どのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

◎保健福祉部参事(松本栄君) それでは、引き継ぎのことにつきましての御質問ですので、その点についてお答えいたします。

まず、この個別支援計画を導入するという1つの大きな目的には、今、議員さんの御意見にもございましたように、就学前から就学期等確実に引き継いでいくということが大きな目標でございます。

したがいまして、この引き継ぎをするということが、最もある意味では重要な部分になってくるだろうというふうに思っております。

今回の試行の結果、計画書の内容について、一部見直しを必要とするという認識をしておりますので、正式な形での運用というのは、この見直しが終わった時点で取り組みたいというふうには思っておりますけれども、現実に今回の試行で御協力をいただいた親御さんたち、またそのお子さんをどう引き継いでいくかということも、これは現実の問題としてとらえなければいけないということで、まずこの個別支援計画の試行に参加、御協力いただいた方につきましては、小学校や特別支援学校への引き継ぎを希望する場合の対応につきましてお知らせを先月末にさせていただきました。

内容につきましては、この小学校や特別支援学校への引き継ぎを希望される場合は、今回試行で利用いたしました計画書、非常に内容は多くあったんですけども、重要な情報が入っておりますので、二度聞きというようなことをしないで、この計画書を使いまして、作成した各保育所や幼稚園、障害児通園施設にお申し出をいただいて、その後ですね、この各施設で試行で作成した計画書を保護者の同意をいただきながら、小学校への情報を提供しようというような形で取り扱っていきたいというふうに思っております。

お知らせをしたばかりですので、まだ正確に引き継ぎしてほしいというような回答についてはいただいていないんですけれども、恐らく試行に参加していただいておりますので、当然参加していただいたという意思表示をしていただいた段階から、引き継ぎということ恐らく念頭に置いているだろうというふうに私は理解しております。

また、個別支援計画の試行に参加されなかった方のほうが、実は多いわけなんですけれども、この方たちにつきましても、試行参加の方に限らず、お子さんの成長や発達面に心配があるんだと、そういう年長児童の保護者の対応につきましては、現在在籍しております保育所などの施設長を初め、私ども障害福祉課やこども保育課、教育委員会の指導課に、まずは御相談してみてください、そしてお話を伺わせてください。お話を伺った上で、必要に応じて、引き継ぎを希望される場合には、保護者の不安や心配を、職員が直接伺って、保護者のお考えや御意向を踏まえた上で引き継ぎをしていきたいと。

現実に教育委員会、こども部のほうでも、そういう準備をしていただいておりますので、いい意味

でお母さんたちと、そういうお話し合いができる、2回目のチャンスというふうに私どもとらえておりますので、ぜひ、発達に障害があるからとか、自分の子供は障害があるんじゃないかということだけではなくて、これから小学校に上がっていくことについて不安なんですよということがあれば、各機関にお声がけしていただいて、その中で、これは原因が、例えば障害というものに起因しているんだとか、そういうことをじっくりお話をさせていただいた上で引き継いでいこうというふうに準備をしております。

◆19番(小川利枝子君) ありがとうございます。本当にきめ細かく支援をしようという姿勢が見受けられまして、大変うれしく思っております。

また、この今回の引き継ぎは情報を提供書という形で引き継いでいくと。そして、既にお知らせも5歳児全員の皆様に配付してある。そういう中で、障害福祉課、こども保育課、教育委員会指導課は、その準備をして待っている、そういうもう段階に入っているという、このような御答弁であったかと思われま。

本当に準備をしてくださっている、これは大変ありがたいことです。ただ、希望を、保護者の希望を待つということだけではなく、積極的にまた周知や声がけができるような、またそういう、1人も取りこぼすことないと申しませうか、聞いたことが、中には手紙をもらって内容がわからなかったと、何かしらと思っても聞けないという方もございますので、そういう人まで感知できないと言われてしまえばそれまでなんですけれども、そうした優しさと申しませうか、思いを持って当たっていただきたい、このように思っております。

また、就学期は、子供たちの成長におきまして、極めて貴重な時間でございます。何とぞ滞りなく進めていただきたい。くれぐれもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは保健福祉部への最後の再質問に移らせていただきます。これまでの御答弁で、個別の支援計画の見直しなど、発達支援サポートネットワーク会議が取り組むべき具体的な事柄につきまして、るお示しいただきました。発達支援サポートネットワークは、発達支援をテーマに、組織の枠組みを越えた本市の独自の大変横断的な組織、このように理解しております。そのような組織であるがゆえに、さらなるこの充実と活用を図るべきであると考えております。

そして、この裾野を広げると申しませうか、拡大していくためには、先ほどから、福祉部参事からもお話がございましたように、課題として取り上げられておりました、やはり人であると、人材を育成していく。そして、この専門性に富んだ体制を構築すべきであると考えております。

そこで、平成21年度以降、何か検討されていることなどがございましたら御答弁をお願い申し上げます。

◎保健福祉部参事(松本栄君) お答えいたします。ネットワーク会議につきましては、市長の御答弁でも申し上げましたように、ことしの3月で1回目の期間が終了するということになるわけですが、私どもといたしましては、引き続きそのネットワーク会議は継続していくという方向で現在調整をしております。

21年度以降のネットワーク会議での検討事項ということになりますと、先ほどからるる申し上げておりますけれども、1つは、この個別支援計画の見直しをきちんとしなければいけないという大きな役割があらうかと思ひます。また、広報、啓発パンフレットにつきましても、まだ残念ながら完成を見ない、一部完成を見ていない部分がござひますので、積み残している部分がござひますので、

これらにつきましても引き続き取り組まなければならないというふうを考えております。

さらに、発達支援システム等検討協議会との連携を図りながら、発達支援システムの構築を具体的に協議する必要があるというふうを考えております。

そこで、21年度では、ネットワーク会議の構成員が、この協議会にも出席をして、直接各委員の御意見が伺えるような、そういった仕組みにしていきたいというふうを考えております。

また、協議会との効果的な連携を図るために、必然的にネットワーク会議は、これまで以上に整合性に配慮した体制や構成にすることを考えております。

この点につきまして、教育委員会、またこども部とも、この点を踏まえた協議をさせていただいて、新たなネットワークをつくっていききたいというふうを考えております。

また、協議会の重要な柱でございます相談支援体制の充実・強化の検討につきましては、ひまわり学園を再編し療育相談センターという機能を持たせたいという方向で現在検討を進めております。

そこで、平成21年度より取り組んでいこうということで、新総合福祉ゾーン複合施設の整備事業の中に、これらを位置づけまして具現化をしていきたいなと思っております。

したがって、ネットワーク会議とこの協議会では、これらの事業と並行した具体性のある協議を行う必要があると思っておりますので、そういうような体制づくりを早急にしたいというふうを考えております。

◆19番(小川利枝子君) ありがとうございます。ただいま参事より御説明のありました発達支援システム等検討協議会の拡充、発達支援サポートネットワーク会議の見直しスタート、療育相談センター構想の検討、上げていただきました。いずれのこの御提案も、ぜひともお願いしたいことである。またそれと同時に、早期の具現化に向けまして、着実な歩みを踏んでいただきたい、このように思います。

また、参事の御提案されたことを実現させ、またその後の運用、これがまた一番大事になってくると思います。大変くどく申すようでございますけれども、知識と経験を有した、やはり人材というのが不可欠であります。先ほども申し上げさせていただきましたけれども、重ねてこの人材育成につきましましては計画的、そして積極的に取り組んでいただきたい、このように思っております。

大変ありがとうございました。保健福祉部につきましては、以上で終わらせていただきます。

それでは、特別支援教育の充実に向けた取り組みについて再質問させていただきます。

先ほど教育長から、既にこの特別支援教育推進委員会や個別支援計画の本格運用に向けて、実務レベルでの検討を立ち上げる。また、独自の取り組みをされているということをお伺いすることができました。こういうようなことは、発達に何らかの課題をお持ちのお子さんや、その御家族、そして多くの方々にとって、教育委員会の前向きな姿勢を確認できたのではないかと考えております。

また、御提示いただきました新年度に取り組む、この4点でございますが、体制の整備、研修の充実、通級指導教室の開設、介助員の配置などは、いずれも長年、保護者などが要望しておりましたことですので、御尽力にも大変感謝申し上げます。また、それとともに、支援に結びつく機能的なこの実現に向けて取り組んでいただける、このように期待するものでございます。

そこで、この御提示いただきました4点のうち、体制の整備及び研修の充実につきましては、先ほど保健福祉部との質疑の際にも述べさせていただきましたとおり、人材育成にかかるものでご

ざいます。特に教育においては、この特別支援教育という概念が確立されております。教員免許の取得を初めとして、それ相応の知識と経験を求められております。

そこで教育委員会としては、現在使用している、活用しているこの個別の指導計画に、医療、それから福祉等、ほかの関係機関等の情報を取り入れて、個別の支援計画の機能を持たせた計画へと広げていくよう、各校に具体的に指導するとのことですが、個別の支援計画と個別の指導計画の関係をどのように整理し、指導主事やコーディネーターがどのように指導をして、人材育成や体制強化を図ろうとしているのか、具体的な内容がございましたら御答弁をお願いいたします。

◎教育長(植松榮人君) お答えをさせていただきます。現在、小中学校で使用しております個別の指導計画の様式にですね、まあ、次のような項目を掲げて個別支援計画としての機能を持たせていきたいというふうに思っております。

先ほども述べましたけれども、診断面や受診歴など医療機関の情報を掲載する、それから、2点目としましては、就学前の施設あるいは巡回指導などにおける相談歴や担当者などの福祉機関や相談機関の情報を掲載する、3つ目は、保護者の願いでございます。以上3点を個別指導計画に加えて、個別支援計画として中学校、小学校のほうで機能させていきたいというふうに思っております。

特別支援計画は、御存じのように、乳幼児から卒業後までを通じた一貫した子供たちへの支援を行うことを目的にして作成しております。そういう意味で、教育のことだけではなくて、福祉、医療、労働など、その他の関係機関との連携や協力が欠かせませんので、これらの項目は関係機関や保護者と十分に連絡をとりながら作成することが大事だろうというふうに思っております。作成を通じて得られたそれぞれの連携や協力関係は、障害のある子供への一貫した支援の実現だけではなく、保護者や担任に対する、これからの指導のサポートにも生かされるだろうというふうに考えております。

このような意義や効果も、現場に伝えながら、個別支援計画へと広げ機能を持たしていきたいというふうに思っております。

次に、それぞれの学校の体制をさらに機能させていく方法といたしましては、各学校に対する我々のほうの調査や、あるいは年間行われる学校訪問を通じて、それぞれの学校の校内委員会の開催状況や、あるいはコーディネーターの活動状況など、各学校の校内体制を詳しく把握し、その把握した実態に基づき、それぞれの学校に個別の課題に対しては、学校訪問などを通して、指導・助言をしてみたいというふうに考えております。

また、習志野市全体にかかわる課題につきましては、本年度設置をいたしました特別支援教育推進委員会で検討し、その対策などを、全学校に指導・助言をしてみたいと考えております。

あわせて、特別支援教育コーディネーター研修や特別支援教育研修の内容にも、しっかりと反映させ、課題に応じた研修を行うことで、先生方それぞれの力量を高めていきたいというふうに考えております。以上です。

◆19番(小川利枝子君) ありがとうございます。保護者や教育現場にとりましては、教育委員会のこの指導力、このものは、安心のよりどころでございます。それが主体的であればあるほど、また積極的であればあるほど、そして専門的であればあるほど、充実した教育環境が整備されま

して、発達に何らかの課題をお持ちの子供さんにとって、また保護者にとりましても、安心できる学び舎になるのではないかと考えます。

このことは、私が、この我孫子市の特別支援教育を勉強して肌で感じ確認させていただいたことでもございます。教育長、ぜひたゆまぬ御尽力をお願いしたい、このように思いますのでよろしくお願いいたします。

最後になりますが、関係諸機関とこの人材育成に向けて、1点要望を述べさせていただきたいと思います。

現在、この発達支援に係る課題は、本市特有のものではございません。先ほど引き合いに出させていただきました、この我孫子市のこども発達センター、そして教育研究所もそうですが、既に取り組みがなされ、人、物ともに充実しつつあるこの自治体というものが少なくございません。ほかの自治体のこの例というものを学ぶことは、決して無駄ではなく、早期発見、また早期支援が基本であることから、手戻りのないこの事業を進めていくこと、またこの推進には不可欠であるのではないかと考えております。ぜひ本市といたしましても、積極的にこの学ぶ機会、つくっていただきまして、情報収集に努めていただければと思っております。

今後とも、さらなる御努力、さらなるまた御尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

それでは、次に、母子保健活動の充実・強化について再質問させていただきます。

妊婦健診の拡充につきましては、5回から14回へと拡大されることは、市民にとっても大変大きな喜びでありますし、待ち望む声広がっております。「人とまち」が元気になるまちづくりを推進していく、こういう本市にとりましては、市民に大きな希望と、また安心を与えるものであるのではないかと、大変うれしく思っております。

平成23年度以降の実施につきましては、先ほど継続して実施できるよう、財政的課題をクリアしていきたい、このような御答弁であったかと思われませんが、前向きな御答弁をいただけたものと受けとめさせていただきました。

財源に限りのある財政状況下にありまして、14回すべてを拡大するということは、大きな課題であるということは認識いたしております。

このような動きというものは、今後の大きな流れでもございますし、本市のまちづくりの方向性を発信するという意味から申し上げます、ぜひこの継続実施に向けて御尽力をお願いしていただきたいと思っております。この件につきましては、要望とさせていただきます、次へ移らせていただきます。

1歳6カ月児、3歳児健診及びこの5歳児健診について再質問いたします。

先ほどの市長の御答弁から、受診率につきましては、1歳6カ月児、3歳児、ともに90%前後の数値であったかと。そしてこの数値というのは、最近5カ年のこの状況を見ましても、ほぼ横ばいである、このような状況を確認させていただきました。

それでは、この受診したお子さんの中で、発達面や養育面で、継続した支援が必要であると判断されたお子さんの数値について、御説明いただきたいと思っております。

◎保健福祉部長(山下みち子君) 発達面や養育面で継続して支援が必要だと判断されましたお子さんの状況でございますけれども、平成19年度で見ますと、1歳6カ月児健康診査では、1,34

6人の受診者のうち329人で24.4%、3歳児健康診査では、受診者1,359人のうち172人で12.7%でございます。いずれも最近5カ年の推移、同じような状況でございます。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) ありがとうございます。今、継続的な支援を必要とするお子さん、そういう数値を聞かせていただきました。想像以上の数値の高さに、正直申しまして驚いております。

今後、支援の必要なお子さんが、年々ふえていくであろうと、保健福祉部では推定しているとお伺っております。そうなりますと、また今後ますます健診の充実・強化が求められていくと思われそうですが、健康福祉部では、健診のこの重要性を受けとめまして、タイムリーな対応をしていく、そのような取り組みを継続的に取り組んでいくという、そのような御答弁をいただきました。

その中で、健診の精度を高めるための努力をしている、このような市長の御答弁がございました。これは大変重要なことであると思えます。

先ほど高めるための手法につきましては、御説明いただきましてよくわかりました。では、この精度を高めるためには、どのようなことが課題としてあるのか、この点について御説明をお願いいたします。

◎保健福祉部長(山下みち子君) 健康診査の精度を高める、その課題でございますけれども、健康診査は、お子さんにとりましてふなれな会場で短時間で実施しなければならないということがございます。

その中で、お子さんの状況を正しく把握いたしまして、発達面や養育面で継続して支援が必要なお子さんを見逃さずに気づくということが大変大きな課題でございます。

この課題に対応するため、先ほど市長が申し上げましたけれども、引き続き健康診査の精度を上げるための工夫、改善に取り組んでいきますとともに、職員の資質向上にも努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) ありがとうございます。3歳児健診までに、発達面や養育面などに継続的な支援を必要とするお子さんを、1人も漏れることなく気づくと、このことを最大の課題として、そこに重点を置き、健診に取り組んでいる、このようなことでございました。

特にこの子供の虐待防止や発達障害など、発達に何らかの課題を持つお子さんにとりましては、早期発見・早期支援が基本でありますことから、今後ともぜひ、1人も漏れることなく気づくこと、このようなことに全力を挙げて取り組んでいただきたいと思えます。

またあわせて、未受診者も、先ほど受診者が90%前後ということは、未受診者が10%ほどいらっしゃるということが確認させていただきました。こういう未受診者についての対応も、しっかりとまた受けとめながら、今後行っていく必要があるのではないかと、このように思っております。

特に、また本市の、この母子保健を取り巻く現状、課題、そしてその取り組みにつきましては、先ほど子育て支援における質疑の中で、市長を初めこども部、また保健福祉部より御説明をいただきまして、今後の課題点につきまして確認させていただくことができました。

特に、先ほど保健福祉部参事との質疑におきまして、保護者と就学前施設の現場の職員双方から、客観性、専門性のある相談支援体制、あるいは1歳6カ月児、3歳児健診後の継続的な支援が、御意見、要望として求められておりまして、これが今後の大きな課題であると申されておりました。

3歳児健診後からの、この就学前までの2年間、この2年間は、子供や保護者にとりまして、また

現場を受け持つ職員にとりましても、子供の将来を左右する貴重な時間をまともに過ごすということで、大変重要な期間であると思います。

現在、このような課題は、本市に限らず、1回目の質問のときにも述べさせていただきましたけれども、全国的に広がりを見せておりまして、就学前までの体制づくり、このことに注目しながら目指し、5歳児健診を実施する自治体が広がっております。

先ほども引き合いに出させていただきました、この我孫子市でございますが、平成20年度より、今年度ですね、平成20年度より、3年間のこの試行という形でスタートさせました。3歳児健診で十分ではないかと、このような多くの声がたくさん出てきて、反対と申しましょうか、けんけんごうごうとあったそうでございます。しかし、この担当部といたしまして、その声を振り切り、就学前までに支援を必要とする子供たちに、本市と同じように、1人も漏れることなく気づくんだと。そして、絶対に放置するということがあってはならない、このような強い思いから実施に踏み切ったと伺ってまいりました。

未就園児を含みますと、たしか950人程度の全5歳児だったと思いますけれども、その子供たちを対象に、歯科検診、また小児科健診、発達支援等を行っております。

5歳児健診の、このメリットについてでございますが、まだ始めて1年、この3月で1年目ということで、詳しいことは申し上げられないということではございますが、5歳児になると、就学の1年前ということもございまして、3歳児健診より、親も不安が隠せなくなるような、そういう可能性が大変強いと。そして、相談件数が思いのほか多いと御説明をいただきました。また、3歳児健診までの未受診者の方をしっかりと受けとめることも大変効果的であるというような御説明をいただきました。

また、我孫子市にとっての気づきということでございますが、子供の、支援を必要とする子供に気づいてあげる、この気づきですが、問題を見つけるということではなくて、常にどうしたら支援をしてあげられるのかという視点を持ち、保護者とのかかわりを惜しまずやること、さらには、時には厳しいことも言ってあげることが必要なんだと、そしてかかわり続ける、これが気づきであると伺ってまいりました。

親の心に寄り添い支える存在がいかに大切か、またその存在になることが気づきの役割であり、その積み重ねが継続的な支援につながっていくと私は感じ学ばせていただきました。

そのためにはやはり人の力が大きいと思います。現場業務に専念できる人の確保、そして保健福祉部長が先ほど申していましたように、資質の向上、そして人材育成であると実感いたしました。

今こそ、この本市の母子保健の、この専門職の力を、最大限に発揮するときではないかと私は思います。

そのためにも、本市といたしましても、御努力をしてくださっております包括支援センターが、平成21年度から委託化に方向性が明確になりました。専門職が現場業務に専念できる環境づくりが、本市の大きな課題であると考えます。早急の課題として検討をお願いしたい、このように要望したいと思っております。

また昨今、時代の変化に合わせて、乳幼児健診のあり方も見直すべきであるとの指摘がなされておりますが、厚生労働科学研究、「新しい時代に即応した乳幼児健診のあり方に関する研究」の報告書が、新しい時代の乳幼児健診のガイドライン案をまとめました。

この中では、子育て支援の視点から、母子保健システム全体を再構築していくことを提言してあ

ります。昔と同じやり方では、今は通用しない時代に入っていることを再認識する、こういう必要があると思われま。すべての子供たちの自立へと将来展望を見据えた支援を行ってこそ、本市の目指す子育て支援日本一が実現するのではないのでしょうか。

荒木市長は、平成21年度、市政運営に当たって、冒頭に、「地域住民に最も身近な基礎自治体である習志野市が、質の高い行政サービスを持続して提供するため、如何に市政運営を行っていくのか、今、正にその真価が問われております」と、力強い御決意を表明いたしました。

少子・高齢化を迎えるこの習志野市にありまして、子供を育てていくことは、習志野市の未来を育てていくことにつながります。るる述べさせていきましたが、いずれにいたしましても、この母子保健活動が積極的にかかわりまして、本市のこの母子保健の専門職の力を最大限に発揮していける体制を整備すること、これが大事であり、その相乗効果も増していく、このように期待いたしております。今後ともさらなる検討・研究を重ねていただきまして、継続的な支援体制を構築していただきたい、このことを心よりお願いし要望をさせていただきます、私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。